

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成29年9月13日
【発行者の名称】	株式会社歯愛メディカル (C. I. MEDICAL CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 清人
【本店の所在の場所】	石川県白山市鹿島町一号9番地1
【電話番号】	(076)278-8802
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 亀田 登
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社歯愛メディカル http://ci-medical.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 【事業の状況】 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自 平成28年 1月 1 日 至 平成28年 6月 30日	自 平成29年 1月 1 日 至 平成29年 6月 30日	自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日	自 平成28年 1月 1 日 至 平成28年12月31日
売上高 (百万円)	10,082	11,188	18,145	20,334
経常利益 (百万円)	880	1,151	1,610	1,864
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	567	782	1,088	1,282
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	540	781	1,083	1,232
純資産額 (百万円)	6,373	7,705	5,861	7,065
総資産額 (百万円)	8,339	10,060	7,463	9,044
1株当たり純資産額 (円)	3,186.95	3,852.56	2,918.26	3,532.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	64.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	283.67	391.23	544.47	641.28
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.43	76.59	78.20	78.12
自己資本利益率 (%)	9.27	10.59	20.57	19.88
株価収益率 (倍)	42.30	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	10.00
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	555	△25	970	1,071
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△313	△292	△287	△513
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△27	△128	△480	△27
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (百万円)	636	516	414	958
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	137 (273)	177 (302)	119 (248)	153 (284)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、第16期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第17期以降においては、株式取引の実績がなく株価の算定が出来ないため株価収益率を記載しておりません。
4. 当社は、平成28年3月29日付で普通株式1株当たり10,000株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額を算定しております。
5. 第17期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間より、株式会社RayVisionは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社RayVision (注1、2)	さいたま市大宮区	1	医療用器械器具 卸売業	100.0	当社への業務委託 当社への商品販売 当社より資金の借入 当社より設備の貸借

(注) 1. 当社グループは、通信販売事業の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 特定子会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

事業内容の名称	従業員数(人)
通信販売事業	143 (295)
その他の事業	24 (5)
全社(共通)	10 (2)
合計	177 (302)

(注) 1. 従業員数は、正社員と契約社員の合計で出向者を除きます。臨時雇用者数(準社員、パートタイマー、アルバイト)は、()内に1日8時間換算による当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは、主に歯科関連商品を扱う通信販売事業を中心とした事業活動を展開する単一セグメントであるため、事業内容別に記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
177 (302)	36.8	3.6	4,112

(注) 1. 従業員数は、正社員と契約社員の合計で出向者を除きます。臨時雇用者数(準社員、パートタイマー、アルバイト)は、()内に1日8時間換算による当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は正社員のみを対象とし、賞与及び基準外賃金を含んでおり、その計算には年間平均従業員数を使用しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策、企業収益や雇用情勢の改善を受け、緩やかな回復基調で推移したものの、日本国内では人手不足の深刻化、海外経済では米国政権の政治動向の不確実性や中国をはじめとする新興国における経済動向など懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、歯科関連業界におきましては、歯科医療費が引き続き増加傾向にあるなど、国内歯科関連業界全体の事業環境は緩やかな回復が見られるものの、デジタル化の進展により市場環境は大きく変化しており、世界規模での企業間競争が激化するなど、厳しい事業環境が続いております。

当社は、平成28年6月17日東京証券取引所 TOKYO PRO Market市場へ新規上場を果たし、その結果当社の社会的信用力等が向上し、多くの新規取引先増加に繋がっております。

当社グループにつきましては主力の通信販売事業を中心に、新商品の販売及び個人医院・総合病院等の医科業界への参入拡大を進め、その他の事業、CAD/CAM歯科技工物製作事業、デンタルマガジン出版事業、歯科医院等の医療機関取引先向け電力小売業取次事業「C i 電たる」等、業績は順調に推移いたしました。

以上のような背景のもと、当中間連結会計期間における売上高は111億88百万円（前年同期比11.0%増）、営業利益は11億14百万円（前年同期比28.3%増）、経常利益は11億51百万円（前年同期比30.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は7億82百万円（前年同期比37.9%増）となりました。

事業内容別の業績は次のとおりであります。

(通信販売事業)

通信販売事業につきましては、新商品の販売及び個人医院・総合病院等の医科業界への参入拡大を進めたことにより、通信事業売上高は107億63百万円（前年同期比10.4%増）、売上総利益は28億32百万円（前年同期比15.9%増）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、CAD/CAM歯科技工物製作事業、デンタルマガジン出版事業等、業績は堅調に推移しました。また、平成28年4月より歯科医院等の医療機関取引先向けに電力小売取次事業「C i 電たる」を開始し、契約数を着実に伸ばしたことから、その他事業の売上高は4億24百万円（前年同期比28.9%増）、売上総利益は2億32百万円（前年同期比16.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、5億16百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は25百万円となりました（前中間連結会計期間は5億55百万円の獲得）。これは主として、税金等調整前中間純利益11億51百万円、仕入債務の増加3億65百万円等により資金が増加した一方で、売上債権の増加2億20百万円、たな卸資産の増加10億59百万円、法人税等の支払額3億10百万円等により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は前中間連結会計期間と比較して20百万円減少し2億92百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得1億93百万円、投資有価証券の取得99百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は前中間連結会計期間と比較して1億円増加し1億28百万円となりました。これは、配当金の支払額1億28百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び連結子会社では製造を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間の仕入実績を事業内容別に示すと、次のとおりであります。

事業内容別	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
通信販売事業	9,038	120.7
その他の事業	183	153.2
合 計	9,222	121.2

(注) 1. 仕入高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、主に歯科関連商品を扱う通信販売事業を中心とした事業活動を展開する単一セグメントであるため、事業内容別に記載しております。

(3) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業内容別に示すと、次のとおりであります。

事業内容別	売上高(百万円)	前年同期比(%)
通信販売事業	10,763	110.4
その他の事業	424	128.9
合 計	11,188	111.0

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、主に歯科関連商品を扱う通信販売事業を中心とした事業活動を展開する単一セグメントであるため、事業内容別に記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計年度の発行者情報における、前連結会計年度の発行者情報「事業等のリスク」からの重要な変更は以下の通りです。また、(株)東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、本項に含まれている将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において判断したものであります。

(1) エア・ウォーター株式会社との関係について

当社は、同社との資本業務提携を通じ、医療関連事業において高いシナジーの実現により、今後当社グループの業績拡大と発展に大きく繋がるものと考え、平成 28 年 10 月 18 日開催の取締役会において、同社との間で資本業務提携を決議し、同日付けで本提携を締結いたしました。本提携により、同社の当社総株主議決権の保有割合は 39.9%(本書提出日現在 40.0%)となり、当社の主要株主及びその他の関係会社となりました。

本提携は、同社グループ内には当社グループと競合するような通販機能を保有していないこと、同社グループとの取引につきましては独立した第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っていることなどにより、当社グループの経営の独立性を損なうものではございません。また、同社グループ従業員 3 名の出向者を受入れておりますが、本提携によるシナジー効果創出を推進する目的によるものであり、当社グループの経営の独立性を損なうものではございません。

上記方針について、本書提出日現在では変更の予定はありませんが、将来変更された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 物流業者の値上げについて

大手物流業者が新聞広告やホームページにて、今年度後半より値上げを実施する旨の方針を示しております。本書提出日現在では、当社が現在のメインで発送を委託している大手物流業者から値上げの打診はきておりません。本書提出日現在告知されている一般向けの値上げ幅は再配達を考慮した金額であり、当社の取引はB to B取引が中心であり再配達がほぼ無い為、値上げがあったとしても上げ幅は最小と考えており、業績に与える影響は軽微と考えておりますが、当社の想定を大きく上回る値上げが実施された場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 担当J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券株式会社を平成28年1月12日の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、平成28年1月26日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本報告書の提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

a 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

(a) 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(i) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
(ii) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

b 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

C 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該(a)から(c)までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

(c) 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

d 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

(a) 次の(i)又は(ii)に定める場合に従い、当該(i)又は(ii)に定める事項に該当すること。

(i) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(ii) 甲が前号(c)に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

(b) 当該再建計画に次の(i)及び(ii)に掲げる事項が記載されていること。

(i) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(ii) 前(a)の(i)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ii)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

e 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の(a)から(c)までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該(a)から(c)までに掲げる場合には当該(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(i)又は(ii)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(i) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ii) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

(b) 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普

通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(c) 甲が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(c(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

f 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii非上場会社からの事業の譲受け、iv会社分割による他の者への事業の承継、v他の者への事業の譲渡、vi非上場会社との業務上の提携、vii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viiiその他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとし乙が認めた場合。

g 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとし乙が認めるとき

h 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとし判断した場合

i 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

(a) 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(b) 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この(b)において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

j 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

k 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

l 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

m 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

n 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

o 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の(a)から(g)までのいずれかに掲げる行為を行っているとし乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとし乙が認める

場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- (a) 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- (b) ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- (c) 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- (d) 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- (e) 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- (f) 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- (g) 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

p 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

q 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

r その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

歯科医師である当社代表取締役社長と歯科衛生士が主体となり、カタログ編集G（商品開発担当）等と「知恵を絞り、イノベーションを起こす」その実現のため、定期的にミーティングを開催し、販売先のニーズを踏まえた新しい商品等の調査、研究、企画等を行っており、専門のメーカー等へ試作品作製の委託等を行っております。当中間連結会計期間において研究開発に使用した額は6百万円であります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	公表日現在発行数(株) (平成29年9月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年3月29日 (注)	1,999,800	2,000,000	—	10,000	—	—

(注) 普通株式1株当たり10,000株の株式分割を行っております。

(6)【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
清水 清人	石川県白山市	1,200,000	60.00
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北3条西1丁目2番地	800,000	40.00
計	—	2,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market 市場におけるものであります。

2. 平成29年1月から6月までの間、取引実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報提出後、当発行者情報提出日までにおいて、役員の異動はありません。

4 【関連当事者取引】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)		当中間連結会計期間 (平成29年6月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		958,914		516,301
受取手形及び売掛金		1,117,153		1,337,976
商品及び製品		3,600,810		4,660,279
原材料及び貯蔵品		8,153		4,842
前渡金		470,616		400,049
未収入金		559,895		738,584
繰延税金資産		128,738		129,567
その他		39,063	※2	32,295
貸倒引当金		△19,203		△17,176
流動資産合計		6,864,142		7,802,721
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	※1	709,319	※1	686,208
機械装置及び運搬具(純額)	※1	595,636	※1	544,626
土地		419,829		419,829
建設仮勘定		—		22,718
その他(純額)	※1	38,497	※1	41,784
有形固定資産合計		1,763,283		1,715,166
無形固定資産				
ソフトウェア		70,070		74,165
その他		38		38
無形固定資産合計		70,109		74,204
投資その他の資産				
投資有価証券		316,482		427,930
繰延税金資産		4,340		4,218
その他		26,256		36,758
貸倒引当金		△135		△135
投資その他の資産合計		346,944		468,770
固定資産合計		2,180,336		2,258,141
資産合計		9,044,479		10,060,862

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	750,708	1,115,636
未払金	406,204	345,613
未払法人税等	322,785	381,739
賞与引当金	4,111	7,306
その他	121,670	124,080
流動負債合計	1,605,480	1,974,376
固定負債		
預り保証金	373,680	381,360
固定負債合計	373,680	381,360
負債合計	1,979,160	2,355,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	7,056,287	7,696,640
株主資本合計	7,066,287	7,706,640
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△969	△1,514
その他の包括利益累計額合計	△969	△1,514
非支配株主持分	—	—
純資産合計	7,065,318	7,705,126
負債純資産合計	9,044,479	10,060,862

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)
売上高	10,082,578	11,188,474
売上原価	7,438,419	8,123,526
売上総利益	2,644,159	3,064,948
販売費及び一般管理費	※ 1,775,526	※ 1,950,807
営業利益	868,632	1,114,140
営業外収益		
受取利息	116	24,557
受取配当金	7,496	—
為替差益	9,637	6,281
その他	5,301	6,828
営業外収益合計	22,551	37,667
営業外費用		
支払利息	27	12
デリバティブ評価損	11,078	—
その他	0	85
営業外費用合計	11,106	97
経常利益	880,077	1,151,711
税金等調整前中間純利益	880,077	1,151,711
法人税、住民税及び事業税	323,052	369,681
法人税等調整額	△10,311	△427
法人税等合計	312,741	369,253
中間純利益	567,336	782,457
親会社株主に帰属する中間純利益	567,336	782,457

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)
中間純利益	567,336	782,457
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△26,655	△544
その他の包括利益合計	△26,655	△544
中間包括利益	540,680	781,912
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	540,680	781,912

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	5,777,025	5,787,025
当中間期変動額			
剰余金の配当			—
親会社株主に帰属する中間純利益		567,336	567,336
連結範囲の変動			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		△3,307	△3,307
当中間期変動額合計	—	564,028	564,028
当中間期末残高	10,000	6,341,054	6,351,054

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	49,500	49,500	24,483	5,861,010
当中間期変動額				
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する中間純利益				567,336
連結範囲の変動				—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△26,655	△26,655	△24,483	△54,446
当中間期変動額合計	△26,655	△26,655	△24,483	512,889
当中間期末残高	22,845	22,845	—	6,373,900

当中間連結会計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	10,000	7,056,287	7,066,287
当中間期変動額			
剰余金の配当		△128,000	△128,000
親会社株主に帰属する中間純利益		782,457	782,457
連結範囲の変動		△14,104	△14,104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	－	640,352	640,352
当中間期末残高	10,000	7,696,640	7,706,640

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△969	△969	－	7,065,318
当中間期変動額				
剰余金の配当				△128,000
親会社株主に帰属する中間純利益				782,457
連結範囲の変動				△14,104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△544	△544	－	△544
当中間期変動額合計	△544	△544	－	639,807
当中間期末残高	△1,514	△1,514	－	7,705,126

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	880,077	1,151,711
減価償却費	76,216	107,817
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,225	3,195
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△122	377
受取利息及び受取配当金	△7,612	△24,557
支払利息	27	12
為替差損益 (△は益)	△7,922	546
売上債権の増減額 (△は増加)	△209,462	△220,822
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△129,521	△1,059,762
その他の資産の増減額 (△は増加)	△121,954	△125,616
仕入債務の増減額 (△は減少)	328,701	365,158
その他の負債の増減額 (△は減少)	△1,919	77,247
小計	809,732	275,306
利息及び配当金の受取額	7,527	10,387
利息の支払額	△27	△12
法人税等の支払額	△261,687	△310,756
営業活動によるキャッシュ・フロー	555,544	△25,074
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△177,293	△193,516
投資有価証券の取得による支出	△98,703	△99,145
その他	△37,309	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	△313,305	△292,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得による支出	△27,801	—
配当金の支払額	—	△128,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,801	△128,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,922	△546
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	222,361	△446,269
現金及び現金同等物の期首残高	414,188	958,914
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	3,657
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 636,549	※ 516,301

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社デンタルフィット

株式会社デミライン

株式会社RayVision

当中間連結会計期間より、株式会社RayVisionは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

歯愛国際有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（歯愛国際有限公司）は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

商品

移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき中間連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間連結会計期間から適用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	553,414千円	647,409千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」又は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年6月30日)
当座貸越極度額の総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	1,500,000	1,500,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
給与手当	300,715千円	370,402千円
倉庫人件費	179,134	198,589
荷造運賃発送費	464,855	497,639
貸倒引当金繰入額	△122	390
賞与引当金繰入額	6,263	7,306

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	200	1,999,800	—	2,000,000
合計	200	1,999,800	—	2,000,000

(注) 当社は、平成28年3月29日付で普通株式1株当たり10,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月28日	普通株式	128,000	64.00	平成28年12月31日	平成29年3月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	636,549千円	516,301千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	636,549	516,301

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注)2.をご参照ください。)

前連結会計年度(平成28年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	958,914	958,914	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,117,153	1,117,153	—
(3) 未収入金	559,895	559,895	—
(4) 投資有価証券	315,472	315,472	—
資産計	2,951,435	2,951,435	—
(1) 支払手形及び買掛金	750,708	750,708	—
(2) 未払金	406,204	406,204	—
(3) 未払法人税等	322,785	322,785	—
負債計	1,479,699	1,479,699	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年12月31日
関係会社株式	1,010
預り保証金	373,680

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

預り保証金については、無金利の営業保証金であり、期限の定めがないことにより、返還見込年数が特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当中間連結会計期間（平成29年6月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	516,301	516,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,337,976	1,337,976	—
(3) 未収入金	738,584	738,584	—
(4) 投資有価証券	427,920	427,920	—
資産計	3,020,782	3,020,782	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,115,636	1,115,636	—
(2) 未払金	345,613	345,613	—
(3) 未払法人税等	381,739	381,739	—
負債計	1,842,989	1,842,989	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成29年6月30日
関係会社株式	10
預り保証金	381,360

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

預り保証金については、無金利の営業保証金であり、期限の定めがないことにより、返還見込年数が特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成28年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①その他	112,979	98,703	14,276
	(3) その他	114,977	112,559	2,417
	小計	227,956	211,262	16,694
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①その他	87,516	105,689	△18,173
	(3) その他	—	—	—
	小計	87,516	105,689	△18,173
合計		315,472	316,951	△1,479

当中間連結会計期間(平成29年6月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①その他	218,533	197,848	20,685
	(3) その他	119,851	112,559	7,291
	小計	338,385	310,407	27,977
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①その他	89,535	119,815	△30,280
	(3) その他	—	—	—
	小計	89,535	119,815	△30,280
合計		427,920	430,223	△2,303

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）及び当中間連結会期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループは、主に歯科関連商品を扱う通信販売事業を中心とした事業活動を展開する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）及び当中間連結会期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）及び当中間連結会期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）及び当中間連結会期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）及び当中間連結会期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年6月30日)
1株当たり純資産額	3,532円66銭	3,852円56銭

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	283円67銭	391円23銭
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (千円)	567,336	782,457
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(千円)	567,336	782,457
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成28年3月29日付で、普通株式1株当たり10,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 9 月 12 日

株式会社齒愛メディカル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

篠崎 和博 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中川 敏彦 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社齒愛メディカルの平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社齒愛メディカル及び連結子会社の平成 29 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上